



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学附属図書館報「榆蔭」34号
Issue Date	1973-10-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/66784
Type	journal
File Information	yuin34.pdf



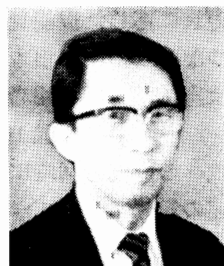


綜合図書館の一機能

附属図書館長 早川 泰正

はからずも図書館長を拝命して困惑し、かつ反省したことは、老大な図書館機構と業務の繁雑さにたいする私じしんの知識の貧困であった。就任いらい特訓を受けるつもりで説明をきき、資料に取り組んでいるが、まだ到底マスターするには遠い。

考えてみれば私が大学図書館というものの有難さを骨身にしみて感じたのは、北大に赴任して2年目の昭和23年の夏、戦時中の外国雑誌のブランクを埋めるために東大図書館の特別室に日参したときであった。当時、戦時中のバック・ナンバーはここにしかなかったから、全国からきた閲覧者はあたかも宝物拝観のように関係文献をうやうやしくコピーした。知人の名大の某氏が学生アルバイトを動員して大いに生産性をあげていたことを覚えている。こんな不便な時代に比べて、現在の大学図書館が設備の点でも、利用状態においても雲泥の差があることはもちろんである。



しかしまた研究と教育の面から図書館の機能に要求されるところが、当時とは格段の開きがあることも事実であろう。図書館機構と機能の改善が大学制度改革の重要な部分であることは論をまたない。北大でも改革検討委員会の報告(図書館にかんすること)がようやくまとめられて、近く各部局に配布されることになっている。ここで私の感想をすこし述べてみたい。

この報告 IV-1 においては附属図書館の機能として、a 綜合図書館、b 研究図書館、c 学習図書館、d 保存図書館の四つについて、それぞれの機能のあり方が述べられている。このうちとくに b, c が大学図書館の管理・運営方式の根本問題に直結することは周知のとおりである。この点で自然系ならびに人文社会系の部局図書室と本館との組織・機構上の関係については、思考されるいくつかのパターンを念頭において今後精力的な協議が重ねられるにちがいない。

ただ現時点で多少なりとも図書館側のイニシアチブをもって早急に考えなければならない点は、本館の綜合図書館としての機能の充実であろう。報告 IV-2 においては学術情報センターとしての機能とならんで、研究用図書の収集についての補完的機能があげられているが、私がとくに関心をもつのは後者の点である。その点で部局間における共通利用図書および境界領域にぞくする文献の購入が報告にはあげられているが、私はもっと積極的に科学の新しいシステム化をめざす大学図書館の先導的役割をそこに考えたい。

私の専門分野からみても、社会開発、環境問題、資源開発などの方面で科学の既成区域はどんどん撤廃されている。もはや人文科学と自然科学の枠すらが陳腐化している分野も多い。この種の広いいみにおける学際領域への対応にさいして綜合図書館の役割はますます高まるであろう。もちろんその機能の充実のためには図書予算と人員の拡大が必要であるし、文献選定などの点では専門教官の指導を得なければならない。前途はけっして容易ではないが、全学的視野と関心をもって取り組むべき問題がそこにあると私は考えている。

退任のあいさつ

工学部教授 福島 久雄

2年という時間はまことに早いものであった。学生の頃から40年間一閲覧者として図書館に出入していた身が停年前の2年間に管理の立場からこれにかかわったことについては個人的には多少の感慨があるけれども、それはさておき、在任中公私共に皆様からいただいた御厚誼に對し心から御礼を申上げたい。

今村前館長の時代にレールが敷かれて以来懸案であった図書館改革案の作成は委員各位の熱意と図書館職員諸君の協力により今年7月ようやく評議会への答申を終った。今後実施の段階において一層の努力が必要であろうが、一方宿題となっている教養分館の増築、機械化の問題と共に学内各位の御理解と御協力を御願ひする次第である。

大学図書館の機能として保存、学習、研究ということが挙げられるが、このことは大学には教官と学生という大きな二つの柱があり、この人達の利用のために大学の図書館は存在し、それに応じた機能を要求されているのであって、すべての問題は教官と図書、学生と図書とのつながりの中に根本的な意味をもっていることを忘れてはならない。結局図書館の将来の発展は当然ながら利用者の意識にかかっているといつてよいであろう。

北大は今や齡100年に近く、附属図書館の使命も歴史と共に重さを加えている。情報化時代への対応と同時に学問の歴史、研究の成果の保存と継承も亦忽せにはできないのである。上述の意味において学内各位の今後の御援助を期待すると共に新たに館長となられた早川教授に對しても倍旧の御支援を賜わりたく切に御願ひする次第である。

◆ 会 議

第68回 図書館委員会

＜と き＞ 昭和48年9月25日(火)＞

＜と ころ＞ 附属図書館会議室＞

1. 閲覧個室(第1種、第2種)利用者の選考について
2. 報告事項

(1) 学部共通図書について (2) 道地区国公立大学図書館協議会について (3) 第47次国立七大学図書館協議会について (4) 閲覧個室利用の際の注意事項

第32回 教養分館委員会

＜と き＞ 昭和48年9月25日(火)＞

＜と ころ＞ 教養分館長室＞

1. 昭和48年度「教官指定学生専用図書」の指定について(継続審議)
 - 1) 「教官指定学生専用図書」の追加申込みの選定について。
2. 図書の購入について 3. 昭和48年度教官閲覧室後期ゼミ使用申込みについて 4. その他 (イ) 附属図書館長の交代について(紹介)

第47次国立七大学附属図書館協議会

＜と き＞ 昭和48年9月21日(金)＞

＜と ころ＞ 石 狩 会 館＞

標記協議会は、文部省より吉川情報図書館課長を招き、国立七大学の館長、事務部長、課長の出席のもと

本学が当番で開催された。会議では、図書館が当面する諸問題を中心に協議が行なわれたが、協議題は次のとおりである。

1. 文部省の大学図書館改善協議会について(東大) 2. 中央図書館の自然科学部門に対する役割について(東大) 3. 図書価格の上昇にともなう収書上の問題点について(京大) 4. 地域協力活動について(名大) 5. 図書館に対する学生諸要求について(東北大) 6. 時間外開館について(東北大) 7. 文献複写業務に関連する調査担当掛員の増について(東北大)

なお、6および7については、本省に要望することになった。

◆ 特別寄稿

本館北方資料室には、幕末期における北海道漁場関係旧家の文書が数種類保存されている。「佐藤家文書」もその一つで、従来から北海道経済史研究者たちの注目をひき、しばしば利用されてきたものである。当館では、この文書について研究者の要望に応えうる整理と目録の作成を計画し、その作業を昨年と今年の二度にわたり、この方面の専門家田端 宏氏に依頼した。

このようにして完成した「佐藤家文書目録」は、帳簿や御用留など約300冊、文書綴や一枚物の書状など約600点を含み、それぞれ年次順に配列されている。そのほか、この目録は、当館の道庁寄託資料中の佐藤家文書写本や、歌麿の佐藤家と金丸家所蔵の「佐藤家文書」も付録として収録し、「佐藤家文書」の全貌が分るように編さんされている。

ここに掲載するのは、田端氏による「佐藤家文書」の解説であるが、紙面の都合で二回に分けることとした。文中のA 223やC 149などは文書番号である。なお、この目録はいずれ印刷に付される予定である。

佐藤家文書について (I)

北海道教育大学岩見沢分校助教授 田 端 宏

〔佐藤家の歴史〕

初代栄右衛門は、文政9年(1826年)10月陸奥国信夫郡飯坂村伊左衛門の三男として生れた(幼名重三郎)。天保～嘉永のころ伊達郡梁川村の和田与八方へ奉公していたようであるが、嘉永2年(1849年)4月、すでに文政年間に渡道して木綿類の商売や鱈漁の経営をしていたおじ定右衛門のもとに渡来した。このおじ定右衛門の養子として、同年6月には分家にあたる松前の栄五郎店の相続人となり、栄五郎と改名している。以後、田升屋(かくじゅう ますや)栄五郎として店の経営に活動することになる。衣料品販売を業としたとも伝えられるが、嘉永2年の記録は、出稼漁として大規模な鱈漁をアツタ場所で経営していたことを示している。それは、箆網三通、差網七拾五などの漁具により850石もの鱈を出荷し(A 222, A 223 参照)、小規模な場所請負人にも匹敵するほどのものであった。(安政元年(1854年)セタナイ場所総漁獲量945石、同じくフトロ場所456石……海舟全集第4巻 按西掌記)。栄五郎が西蝦夷地鱈漁ではじめての建網(行成網)の操業をはじめたのも、この頃(嘉永3年(1850年))のこととされている。

この漁業経営の経験を土台にして、升屋栄五郎は嘉永6年(1853年)よりヲタスツ、イソヤ両場所の請負人としての活動に入る。この両場所は、この時まで西川伝右衛門の請負場所であったので請負人交替にあたっては升屋の側の種々の策動があったようにも伝えられている(『小樽市史第一巻』や「西川貞二郎」参照)。佐藤家の資料によれば、西川家の支配人が病気で場所経営が行届かぬので、返上したそのあとを請負うことになったとしている(金丸家所蔵文書No.28参照)

請負人としての升屋は、運上金の規模で見ても平均をやや下廻る程度の位置であり(『北海道漁業史』p.73以下参照)、資金力にも問題があり、場所請負人としての経営を開始するにあたっても多く借財が必要であった(C 61参照)。しかし安政の初年が比較的豊漁であったので、場

所経営の当初はやや安定していた。道路の開削（歌棄ウシヨロ～黒松内間4里及び磯谷ノット～岩内境アブリタ間1里）にも功を残し、苗字を許された（安政3年）。升屋栄五郎は佐藤栄五郎と称するようになった。この年養父定右衛門は歿し翌安政4年（1857年）8月栄五郎は栄右衛門と改名している。

この頃から数年間、漁況にめぐまれず経営は困難を極めた。アツタ出稼漁以来の金主であった問屋近江屋上田忠右衛門（イキ印）から見放されたようで（C149参照）、別な問屋犬嶋屋久作に頼って経営をつづけている。翌年の出産物のすべてを引当に所要資金の大部分を犬嶋屋より借受け、出荷量が不足の場合は財産を処分しても支払うというような契約もしなければならなかった（C163, C173参照）。

元治・慶応期になると漁況が良好になったこと、鯉類の相場が高騰した（米相場の騰貴を上まわるものだった）ことによって経営状況は好転した。手船恵光丸（5人乗391石余）を建造するような蓄積が可能になって来たのである（A230など参照）。慶応2年（1866年）より伊達林右衛門にかわって中川屋勇助がハママシケの請負人となるが、栄右衛門はこの中川屋の松前に於ける代理人となって、ハママシケの出産物を取扱っているの、これも佐藤家の経営上有利な条件であったと思われる（A201～A218, B10～B11参照）。

明治2年（1869年）6月、栄右衛門は名義を養子幾太郎（定右衛門の実子で田箱館店を継いでいた重三郎の長男当時6歳）に譲って隠居のかたちをとり、伊三右衛門と名乗るようになった。勿論、実務のすべてを伊三右衛門が担当したのであり、特にこの時期に彼は町年寄になっていたの、変革期の動揺のなかで請負人の地位の確保や、旧幕府からの拝借金延納について運動しなければならなかった。明治2年6月～12月函館に出て請負人らの「差添役」として働いた折の状況は、「出函筆記」（B14）その他に詳しい（B12, B13, 写本135-1～6参照）。自らの請負場所歌棄・磯谷も斗南藩、米沢藩に附されたので、各藩と交渉しなければならなかった。歌棄については、斗南藩との間に請負同様という約束をとりつけたが（C456参照）、磯谷については米沢まで出頭して交渉したが請負同様にはみとめられなかった（C470, 金丸家所蔵文書No.41参照）。もっとも廃藩後明治5年（1872年）からは両所とも開拓使直轄とされ、栄右衛門は歌棄・磯谷郡用達に任ぜられたので（名義は栄右衛門であるが実務は代理人として伊三右衛門が担当している）、佐藤家は開拓使行政の一端としての現物税徴収業務、そして徴税品の現金化を行う立場となった。この頃伊三右衛門一家は歌棄へ転住したようである。

場所請負人の特権であった二八税徴収権（漁民から漁獲量の2割を徴収する権利、実際には2割以下であることが多かったようである）を失った佐藤家の経営は、このころから漁民への前貸によって漁獲物を確保する方法を従来より一層強化して行かたものになって行く。

明治10年代の末には、当時の不況下に貸付の担保としての干場や漁具を次々と収納し、佐藤家の資産は急速に拡大する。それらの干場や漁具は殆んどもとの所有者に貸付けられ、貸料収入の源泉となっている。「北海道漁業史」（p.239）が、海産乾場28ヶ所、鯉行成網21統の「大漁業家」として紹介する内容は、このように形成されていたのである（大福帳A52～A57参照）。

この間に伊三右衛門は戸長、学務委員、郡惣代、漁業組合取締などを歴任、また各種の水産品品評会で褒賞を得ており、産業経済上に、また行政上に大きな影響力を持つ人材として活動していたが、明治28年（1895年）3月、70歳で歿した。

栄右衛門も、漁業組合頭取、道会議員、衆議院議員などをつとめ、社会的にも目立った活動をしていたが、大正6年（1917年）1月、56歳で歿した。

この頃から歌棄周辺の鯉漁は連年不漁つづきとなり、昭和に入ると皆無というような年も

あって、この不漁対策として昭和6年合同漁業株式会社が発足すると、佐藤家も漁業権、干場、漁具を現物出資としてそこへ集中せざるを得なかった。しかし、この地域の漁況は全く回復せず、佐藤家の「大漁業家」としての存在は、昭和初年、佐藤孝二の代に「遂ニ祖先以来ノ遺業モ八十有余年ノ夢ト終リヌ」(『吾家の歴史』金丸家所蔵文書 No.2)ということになったのである。

現在、歌棄有戸の地には建坪200坪以上に及ぶ佐藤家住宅が残されており、北海道有形文化財(昭和43年3月29日指定)として建築史の面から関心を持たれ、研究がすすめられている。

◆ 受 贈 図 書

1. 本学教官の著作物

〔本 館〕

文 学 部

佐 伯 有 清 古代史の謎を探る

法 学 部

松 沢 弘 陽 日本社会主義の思想

今 村 成 和 人権と裁判

外 川 継 男 ゲルツェンとロシア社会

経 済 学 部

富 森 虔 児 帝国主義論の根本問題

工 学 部

河 口 至 商 多変量解析入門

◆ 研 修

昭和48年度大学図書館職員長期研修に参加して

農学部図書掛長 達 昭 二

大学図書館職員の資質向上と、大学図書館の近代化促進を目的とするこの研修も、今年で5回目を迎え、男子28名、女子6名の計34名が参加した。期間は8月7日から31日までの約4週間、時間にして講義51、演習29の計80時限(1時限は1時間40分)である。

確かに情報量の増大と、研究活動の急速な進展に伴い、迅速かつ的確な情報提供の重要性が高まっている。このため、大学図書館としては情報提供体制を整備する必要があり、その一環として図書館業務の合理化・機械化による情報提供サービスの質的改善を図らなければならないのは当然である……。と、そこまではなんとなく考えてはいたものの、現実の仕事に没頭していると、どのように手をつけていいかわからず、身近かな問題としては感じていなかった。今度の研修では、全国の大学図書館の現状はどうか、将来具体的にどのような方法でこの改革が進みそうなのか、それだけでも知りたいと思いながら参加した。

今度の研修内容は、大きくわけて次の通りである。

1. 大学図書館の管理運営論
2. 図書館業務の機械化
3. 情報活動

1. は「大学図書館の機構と管理」、「慶応大学における図書館の機構改革の実際例」、「図

書館行政」,「人事管理」,「会計事務」についてであるが,従来の図書館を「情報センター」と改めて機構改革をした,慶応大学の行き方が,ひとつの大学図書館改革の具体的な例として興味があった。

2. は,「図書館業務の機械化」で,内容は全てコンピューターに関することばかりで,この研修で一番受講生の関心を引いた問題でもあった。既に大阪大学,群馬大学が使用を始めており,今年は東京工大にも設置されているだけに,受講生からも活発な意見や質問が出され,共同討議でも取り上げられて非常に参考になった。個人的にまとめてみると,受講生側からは「省力化にはならず,むしろ導入時点では人員を増やさなければならないし,年間維持費も大きい」,「日常業務処理だけに使用するのはいらない,教官に対する情報提供サービスに使用されてこそ意味がある」等の疑問が出され,使用館側からは,「導入時点では大変だが,軌道に乗ってしまえば処理能力は問題にならない,実際のメリットは3年位たたなければ出ないと思う」,「軌道に乗ってしまえば,その分の人員を別な面にふり向けれるので,図書館全体の業務が質的に向上する」,「整理事務では現在はっきりとメリットは出ていないが,閲覧面では処理能力が非常に早いので,カウンターは1人で楽に処理できる,そのためか,最近図書館利用者が急増している」等の回答があった。講義の面では,富士通での講義,実習を含めて,コンピューターの基礎的な解説と利用法,システム設計をする上での留意点等が話された。

3. については,「人文,社会系」,「理工系」,「医,生物系」の3グループにわかれ,「人文,社会系」,「理工系」は東大図書館,「医,生物系」は慶大医学情報センターで二次資料の解説,利用法等の講義,実習が行なわれた。私は「医,生物系」に出席したが,自然科学系の主要抄録,索引誌の解説と実習があり,これは実際に閲覧業務に従事している人にも是非知ってもらいたいことばかりで,実際面でも,二次資料の世界的な動向を知る上でも非常に勉強になった。

研修は,最後の週の実習以外はほとんど図書館短大で行なわれたが,期間中,富士通での研修,国会図書館,日本科学技術情報センター,慶応大学医学情報センターの見学があり,非常に得る所が多かった。

研修中には,他大学の人から各館の実状を聞いたり,交流を深めることが出来たのも大きな収穫であり,日常業務に追われている図書館員にとって,何年かに一度このような研修の必要性を痛感しました。

昭和 48 年度図書館等職員著作権実務講習会に参加して

閲覧課運用掛 藤 島 隆

昭和 48 年度図書館等職員著作権実務講習会は 7 月 31 日から 8 月 2 日までの 3 日間にわたって文化庁主催で行われた。この講習会は著作権法施行規則第 2 条の定めにとり行われるものであって,今年で 3 回をかぞえ,また受講者も年々増加し今回の実務講習会には 260 余名(東京会場)の出席をみた。この講習会は日常,実際に著作権問題にたずさわる図書館の司書等の職員に対して著作権法の立法の趣旨を徹底させ,また実務に必要な著作権に関する知識を修得させることを目的とするものである。なかでも,われわれ図書館員は著作権法第 31 条に規定されている「図書館等における複製」について一番関心がもたれるわけであるが,次に講義のなかからこの規定について少し詳しくみてみることにしたい。

ここでいう図書館とは「資料を公衆の利用に供することを目的とする施設」であって、司書またはこれに相当する職員がおかれていなければならない。具体的には著作権法施行令第1条に規定されており、学校図書館は除外されている。「営利を目的としない事業として図書館等の図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる。」この場合「営利を目的としない」というのは実際の手数料や実費をとることはかまわないということであり、実費には用紙代などだけではなく複写サービスにともなう人件費を含んでもかまわない。そうして図書館では以下のような場合に複製することを認められている。

1. 「利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する」ことができる。しかし図書館ではこの「調査研究の目的」の範囲を必ずしも高度な学術研究としなくともよいが、ある程度厳密に判断しなければいけないようである。「複製の目的物」には映画、絵画、楽譜、レコードなどは含まれないと解釈した方がよいようであり、またこの問題は著作物の一部分の複製ということを厳密に適用すればかなり解決されるという。「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」についてはその全部を複製することができる。この場合定期刊行物の次号が刊行されれば「相当期間を経過した」とみてよい。

2. 「図書館資料の保存のため必要がある場合に複製することが認められる。」この「保存のため」というのはあくまでも図書館で保存する図書館資料が破損しそうな場合、その保存のために認められるということで、どういう場合でも複製してよいということではなく保存という意味を限定的に解釈している。この場合資料の全部を複製することも可能である。

3. 「他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料を複製することができる。」この場合、他の図書館の求めに応じてであっても一般に入手することが可能ならばいいないといっている。だから価格が多少高くても買いくいというような場合はもちろん含まれない。

法第30条には「私的使用のための複製」が規定されており、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する」ことを目的とする場合、その使用する者が自分の複写機器を用いて自から複製することを認めている。

全体的にこれらの規定をみるならば安易に複製ということを考えてはいけなく、立法の趣旨にのっとり著作権者の権利が侵害されないように、また利用者の調査、研究の目的にかんがみ一定の限度内において資料の複製ということを考えなければいけないということであり、その判断においては図書館等の職員が大きな役割を果たさなければいけないわけであり、今後いっその研鑽が必要であろう。

第16回北海道地区大学図書館職員研究集会開催される

標記研究集会は、去る昭和48年8月9日道内の国公立大学図書館職員約150名参加のもと、本学が当番で開催されたが、終始活発な質疑応答をまじえ、盛会裡に行なわれた。なお個人発表、事例報告は次のとおりである。午前は個人発表で、(1)図書の分類について(北大 高砂 慶)、(2)文庫本雑感(藤大 大館光男)、(3)東京大学図書館情報学セミナーに参加して(北大 宇野弘純)、午後は、北大福島館長の特別講演の後、事例報告として、(1)図書業務の機械化(北大 浅野次郎)、(2)KWIC索引の解説—社会科学—(北海学園大 木田橋喜代慎)である。

◆ 学内図書館だより

図書整理業務の省力化について

数年来懸案事項であった登録番号を廃止し部局ごとの「物品管理法」に基く物品番号一本に統一することについて、図書館ではこれまでいろいろな観点から、このことによって生ずる利害得失の検討を重ねた結果、マイナスよりもむしろ諸般の状況から業務の煩雑さをできるだけ省く意味でプラスであるとの結論を得た。この結論にしたがい本年7月13日開催の全学図書掛長（主任）連絡会議に「図書事務の改善について」として議題にあげ、その中で“登録番号の廃止”，“基礎カードの図書館送付の廃止”，“蔵書印の改善”，“全学総合目録用カードの送付について”等々の問題について意見の交換がなされた。その結果受入・整理掛で原案が作成され各部局図書掛（室）からの意見・要望等を調整し、昭和48年8月1日から下記により実施することに決定した。

記

1. 登録番号（全学一連）の付与は、昭和48年7月31日までに受入れた図書をもって廃止する。
2. 従来の朱肉による蔵書印の押印も同日をもって廃止する。
3. 新蔵書印は下図のとおりとする。ただし新蔵書印（ゴム印）ができあがるまでは従来のものを使用する。

新蔵書印は図書館でまとめて作成し、各部局に配付する。

4. 蔵書印は原則としてタイトルページの余白中央におす。この印のほか現物の「天」あるいは「地」の部分に部局名の入った小型印をおす。（型は別に定めない）。
5. 全学総合目録用カード送付票は別紙様式どおりとする。この送付票は図書館で作成し各部局に配布する。
6. 登録番号の廃止により昭和48年8月1日以降受入れた図書の図書館送付用基礎カードは不用とする。（7月31日までに受入れた図書については従来どおり送付すること。ただし（購入書店名、金額等が入っていないなくても差しつかえない）。

新 蔵 書 印（型 式）

北 海 道 大 学					
分 類		北 大 庁 図	ア	1	→ 物品管理法に基づく記号番号
著 者					→ 物品番号を記入する
附 属 図 書 館					→ 部局名

全学総合目録用カード送付票（様式）

1. 全学総合目録用カードを送付の際は、必ずこの送付票を添付して下さい。
2. 目録カードは毎月1回第4週目に送付して下さい。
送付するカードがない月もその旨連絡して下さい。
3. 目録カード送付枚数

和書 ・ 1部、 洋書 ・ 2部 （雑誌は不要）

4. 送付および連絡先

附属図書館整理掛 Tel. 4099 (和書), 4100 (洋書)

5. この送付状は、昭和48年8月1日以降に登録分のものに使用して下さい。

<記入例>

学部名を記入する

丸でかこむ
和書と洋書は
送付票を別にする

カードを送る月

昭和 年 月 分

学部目録カード送付票 (和・洋)

担当者 Tel.

物品番号	冊数	備考	受領日	受領印
3500~3560	60			
3561~3600	40	J ←		
3631~3660	30			
計	130			

物品番号の順

雑誌も含めた
合計冊数

雑誌のカードは
不要だが、
物品番号は必ず記入
備考に「J」と朱書き

連絡事項

No. 3601~3630 は遅れます。

——附属図書館整理掛——

北海道大学学術雑誌総合目録 欧文編刊行について

これは、さきに刊行された北海道大学所蔵学術雑誌総合目録和文編(昭和44年版)の姉妹篇というべきものである。

本学の学術雑誌は、購入・受贈又はバックナンバー等の受入種類数が年々増加しており、各方面からの強い要望もあって刊行したものである。

この編さんには、各学部から所蔵調査を受けた後、雑誌名の変遷、改廃等の調査をできるかぎり詳細にしたために、予想以上の期間を要した。

タイトル数は、約10,000であり、欧文学術雑誌・報告書・年鑑・判例集・法令集・特許公報・調査資料等で逐次番号を付して刊行されたものを収録している。

それ故に文献探索の役割に利用していただければ幸いであり、十二分の活用を期待したい。

なお、今後は毎年いちじるしく増加する本学の学術雑誌の情報の有無を適確・迅速にするためには各学部の協力をえて、サプリメントの形で刊行することを計画しなければならないと思う。

(整理課整理掛)

◇ 人事往来 ◇

配 置 換

谷 本 幹 男 旭川医科大学附属図書館事務長 (附属図書館閲覧課長) 48. 9. 29 付

横 山 梅 雄 附属図書館閲覧課長 (経済学部事務長) "

併 任

早 川 泰 正 図書館長 (経済学部教授) 48. 10. 1 付

任 期 満 了

福 島 久 雄 図書館長 (工学部教授) 48. 9. 30 付

北海道大学附属図書館報 「榆蔭」 (通巻 34 号)

1973 年 10 月 31 日 発行 発行人 齊 木 一 郎

編集委員 浅野次郎 (長)・横山梅雄・村上 肇・宮部 徹・佐藤忠勝・徳田洋一・石黒克介・似鳥
正吾・秋月俊幸・五十嵐政幸

発 行 所 北海道大学附属図書館 札幌市北区北 8 条西 5 丁目 電話代表 711-2111 (2966)

印 刷 所 文 栄 堂 印 刷 所 札幌市中央区北 3 条東 7 丁目 電話代表 231-5560-5561